

## 物品購入・業務委託に係る予定価格の事後公表について

滋賀県の契約に関する取組方針においては、契約の過程の透明性を確保し、それにより入札・契約業務の適正化を図ることを目的として、建設工事等業務委託以外の業務委託および物品購入について、予定価格等の公表の検討を掲げている。

### 滋賀県の契約に関する取組方針

#### 【業務委託契約】

- 13 建設工事等業務委託以外の業務委託について、予定価格等の公表を検討する。

#### 【物品購入】

- 17 予定価格の公表について検討する。

## 1 公表について

### (1) 他都道府県の状況

すべて公表	4
一部公表（一定金額以上、一部業務のみ 等）	19
非公表	24

- ・ 公表（一部公表を含む）と非公表の割合は拮抗している。
- ・ 一部公表とする場合、その基準は金額、業務種別等またはそのいくつかを組み合わせている等、様々であった。
- ・ 公表方法は、電子入札システムでの公表やホームページでの掲載が多い。
- ・ 公表しない理由としては、同種業務の以後の入札への影響を挙げている自治体が多い。

### (2) 公表についての検討

入札および契約に関する情報を公表することは、透明性の確保に資するものであり、業務に支障がないものについては公表することが望ましい。

予定価格の事後公表による効果としては、落札価格との比較による妥当性の検証が可能になることにより透明性が高まる。

一方で、同種の業務について予定価格の推測が可能になり、それ以後の入札に影響を与える可能性もあるが、その業務は限定的と考えられる。

上記を踏まえ、県の物品購入・業務委託における予定価格の公表について検討する。

#### ア すべて公表

管理的業務など、継続して業務委託を行うことが多く、予定価格を公表することにより応札価格が高止まりするなど、以後の入札に影響を与えかねない案件も想定されるため、全ての案件を公表することは妥当でないと考える。

## イ 一部公表

入札・契約制度の透明性の確保の観点から、入札に関する情報はできるだけ公表することが望ましく、全国的にも、全部または一部公表している都道府県では特に支障がなく運用されている。

事後公表により以後の入札に影響を与える可能性がある案件等も想定されることから、公表しない例外を設けた上で、原則公表とすることは可能である。

## ウ 非公表（情報公開請求があれば個別に対応） ← 現状

これまでは、例年、同様の物品購入や業務委託があることから、以後の入札への影響を勘案して非公表としている。

一方で、情報公開請求があれば個別に検討することになる。

## 2 対応方針（案）

取組方針の内容、ア～ウの検討の結果および他府県の運用状況から、予定価格の公表が直ちに影響を及ぼすとはいえないことから、対象を一部に限定しての試行を検討する。

## 3 予定価格を公表する場合の試行対象案件について

公表対象となる案件について、一部公表としている自治体での基準は様々であり、設けられている基準は、金額・業務種別によるものや、そのいくつかを組み合わせている場合がある。

### (1) 他自治体における基準例

金額	50万円以上、随意契約限度額超 等
業務種別	物品購入、不用物品の売却、樹木保護管理の委託、印刷等の業務を指定
その他	・金額と契約方法（入札案件）、金額と業務種別などの組み合わせ ・電子入札システムによる案件 ・以後の入札等に支障がある案件以外

### (2) 試行基準（案）

予定価格が一定金額以上で、物品・役務調達システムにより行う入札案件。  
ただし、予定価格公表により以後の入札への影響が想定される案件を除く。

（※金額の基準は、改めて検討）

↓

#### 【理由】

- ・ 予定価格の公表を行う場合には、これまでにない事務負担が発生するが、少額案件まで対象とした場合、件数が膨大になり、事務負担が過大になる恐れがあるため、金額面での一定の基準は必要。

- ・ 業務内容によってもその状況（継続の要否・契約期間等）は様々であり、業務内容により区分することは困難。
- ・ 物品・役務調達システムでは、「開札結果公開登録」の処理の際に「予定価格公表」を選択するのみでシステム上で公表が可能。

#### 4 今後のスケジュール

令和6年2月 契約審議会（公表に関する意見聴取）  
庁内照会（試行基準等）  
令和6年4月～ 試行の可否、対象案件の基準等について検討  
↓  
年度後半に試行（予定）